議席番号20番、中村和彦でございます。私は、議案第 15号『真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例』に対して、会派『もおか新時代』を代表し、反対の立場から討論をさせていただきます。

太陽光発電につきましては、この10年程度の間で、社会的評価が大きく変わってきたように感じます。かつては、環境にやさしい次世代型の発電方式と注目を集めてきましたが、現在は、景観や住環境への影響も指摘されているところであります。

特に、近年は自然災害が発生した際、大雨による発電 設備の冠水、強風による破損等で、施設周辺の住民の 安全が脅かされることもあり、何らかのルール化が必要で はないかと、社会全体で叫ばれているところです。

そうした中、この度の条例案の目的は、第1条に示されておりますように、太陽光発電設備の設置や維持・管理について、適切な助言・指導を行うことにより、災害の防

止、良好な景観の形成、そして生活環境の保全を図ることにあります。

そして、具体的な内容としては、今後建設される発電 出力が50kw 以上の太陽光発電設備を対象とし、事業者 は工事を始めるにあたって、関係地域住民への説明に 加えて、市長との事前協議を行った上で、市長と事業者 が運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定を 締結するという流れとなっています。

私達もその趣旨については大いに賛成をしているとこ ろです。

では、なぜ反対の立場をとるのかと言いますと、その趣旨に賛同すればするほど、この度の条例案では、その目的を達成し得ないのではないかという懸念が、ぬぐい切れないからであります。

栃木県内を見渡しますと、真岡市のほか7市1町で、類 似した条例がすでに成立あるいは審議中でありますが、 それらと見比べると、真岡市の条例案には、懸念材料と 思われる部分がいくつかございます。

その1つ目が、市長の許可権限の有無であります。

大半の条例では、設置の際に市長の許可が必要としております。つまり、市長が許可権者として定めている訳です。

それに対して、真岡市の場合は、第7条に示されているように、市長は事業者に協力を求めるとなっているだけで、協力依頼者の域を出ておりません。

仮に、何らかの問題がある設備が計画された時、市長 に許可権があるのか、はたまた、あくまでも事業者に協力 を依頼するだけなのかでは、条例制定後の効果は大きく 違ってくるように思います。

次に2つ目が、この条例の対象となる事業者について であります。

条例案の一番後ろに示されている経過措置の部分を

見ますと、この条例の施行日以後60日の間に着手する 太陽光発電設備の設置に係る工事は適用しないと示さ れております。

つまり、5月30日までに工事が始まった設備について は適用外となる訳であります。

考えてみれば、それは当然の話で、こうした条例ができることを知らされていなかった事業者まで、条例の対象に加えるのはいささか無理があるように感じます。

ただし、太陽光発電事業は許可が下りて以降も、実際 の工事が始まるまでに相当の時間を要するのが特徴の1 つとされています。

つまり、先ほど申し上げた真岡市の条例案の経過措置では、条例ができることを前提とせずに、これまで準備を進めてきた事業者さえ対象に含んでしまうケースも少なからずあるはずで、条例施行後、混乱を生じることが懸念されます。

これにつきましても、他市の条例同様に、この条例の施行日以後に着手する設置事業のみを適用とした方が望

ましいと感じた次第です。

そして、最後に3つ目として、市長と事業者が結ぶ災害時や廃止時に関する協定について、既存の施設などは、 残念ながら対象からは除外されてしまう点であります。

そこに目をつぶったままで果たして良いものか。

太陽光発電についての課題が指摘されるようになったのは、昨日や今日の話ではありません。であれば、条例の基本的な対象は、施行日以後に着手する設置事業のみとしつつも、既存の設備などについても、災害時、廃止時に関する協定を結ぶ努力規定のようなものは盛り込む必要があったのではないでしょうか。

少し想像していただきたいのです。仮に災害が発生し、 発電設備が冠水した場合、感電の危険性は等しく存在 するのに、協定が結ばれた設備とそうでない設備では対 応が大きく異なる。強風で飛ばされたパネルの中にも、 協定が結ばれたものと、そうでないものがあったのでは、 協定の内容が、適切に履行されるのか、災害対応の現場が混乱するのではないか、懸念を持たざるを得ないのであります。

なお、この問題については、県内他市町の条例でも 盛り込まれていないことであり、近い将来、県内全体でも 課題となってくるのではないかということも、併せて指摘し たいと思います。

こうした課題が散見される中で、条例の目的である良好な景観や、何よりも市民の安全・安心は果たして守れるのか、どうしても疑問を抱くのであります。

1 度条例を制定させ、問題があれば、その時に見直せばいいのではないかという考え方もあるかも知れません。

しかし、こうした条例の場合、何か問題があってからでは遅く、条例では守れなくなる市民も生み出すことになってしまいます。

再度申し上げますが、私達はこの条例の趣旨に反対を しているのではありません。

目的を達成させるために、より実効性のある条例という ものを再度模索すべきではないかということを申し上げて いるのであります。

以上のような考えに基づき、私達は、議案第 15号 『真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例』に対しては、反対の立場をとるものであります。